

平成 1 8 年度 第 1 回大東市国民保護協議会会議録

平成18年度 第1回大東市国民保護協議会会議録

議 事 日 程

平成18年4月27日(木) 午後2時開議

日程第1 大東市国民保護協議会の設置・運営について

日程第2 職務代理者の指名について

日程第3 会議の公開について

日程第4 大東市の国民の保護に関する計画について(諮問)

日程第5 策定スケジュールについて

出 席 委 員

会 長	大東市長	岡本日出士
3号委員	大阪府危機管理課長補佐	田中 隆好(代理出席)
3号委員	大阪府四條畷保健所長	江頭 誠
3号委員	大阪府枚方土木事務所地域防災監	山口 晃寛
3号委員	大阪府四条畷警察署長	西村 欣也
4号委員	大東市助役	田口 幹雄
5号委員	大東市教育長	中口 馨
5号委員	大東市消防長	古木 正純
6号委員	大東市政策推進部長	西川 昇
6号委員	大東市総務部長	木村 幸雄
6号委員	大東市福祉保健部長	岡本 寿
6号委員	大東市人権推進部長	新垣 康男
6号委員	大東市都市整備部長	東村 啓典
6号委員	大東市下水道部長	多田 由一
6号委員	大東市水道局長	山口 公
6号委員	大東市教育委員会事務局学校教育部長	中村 正吾
7号委員	大東郵便局総務課長	土居 正治(代理出席)
7号委員	N T T材メト関西防災対策室	清田 達也(代理出席)
7号委員	関西電力ネットワーク技術センター課長	宮川 茂(代理出席)
7号委員	大阪ガス保安指令センター所長	中村 孝敏

8号委員 大東・四條畷医師会副会長
8号委員 大東市消防団長

榎本 剛夫
川西 章市

事 務 局

市民生活部長
市民生活部総括次長兼防災担当次長
市民生活部生活安全課主幹兼上席主査
市民生活部生活安全課

山下 隆義
梅田 秀造
山本 了一
島田 達也

午後 2 時 0 1 分開議

司会者（山本主幹兼上席主査）

それでは、予定の時刻となりましたので、ただ今から、「大東市国民保護協議会」を開催させていただきます。

私、司会を務めさせていただきます、市民生活部生活安全課の山本でございます。

本日は、皆様方におかれましては、ご多忙のところ本会議にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

早速でございますが、開催にあたりまして岡本市長よりご挨拶を申し上げます。市長、よろしく申し上げます。

岡本日出土大東市長

皆さんこんにちは

市長の岡本でございます

本日、大東市国民保護協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様には大変お忙しい中ご出席を頂きまして誠にありがとうございます。

平素、皆様には本市防災行政の推進をはじめ、市政の各般にわたりまして格段のご支援・ご協力を賜っておりますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、皆様もご承知のとおり国は、平成十六年九月「武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律」を施行し、それに伴い平成十七年三月には「国民の保護に関する基本指針」を定めました。

また、大阪府におきましては、本年一月に「大阪府国民保護計画」を策定されました。本市におきましても大阪府の計画に基づき、今年度中に「大東市国民保護計画」の策定を行う必要があり、この度、委員の皆様のご協力を頂き策定作業を進めてまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、何かとご苦勞をおかけすることとは存じますが、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

司会者（山本主幹兼上席主査）

ありがとうございます。ここで会議に先立ちまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

お手元に配布しております大東市国民保護協議会名簿並びに配席表をご覧ください。

なお、当協議会会長は国民保護法第 40 条第 2 項に、会長は市町村長をもって充てると規定されておりますので、市長が努めます。ご了承の程よろしくお願いいたします。

それでは私から順にお名前を読み上げますので、誠に恐縮ではございますが、自席でご起立願います。

大東市国民保護協議会会長の、大東市長岡本日出土様でございます。

大阪府危機管理課長田中進様の代理出席の、大阪府危機管理課長補佐田中隆好様でございます。

大阪府四條畷保健所長江頭誠様でございます。

大阪府枚方土木事務所地域防災監山口晃寛様でございます。

大阪府四條畷警察署長西村欣也様でございます。

大東市助役田口幹雄様でございます。

大東市教育長中口馨様でございます。

大東郵便局長大江和雄様の代理出席の、総務課長土居正治様でございます。

NTT大阪支店設備部災害対策室長畑憲幸様の代理出席の、NTTネット関西災害対策室清田達也様でございます。

関西電力守口営業所長小槻百典様の代理出席の、関西電力守口ネットワーク技術センター課長宮川茂様でございます。

大阪ガス保安指令センター所長中村孝敏様でございます。

大東・四條畷医師会副会長榎本剛夫様でございます。

大東市消防長古木正純様でございます。

大東市政策推進部長西川昇様でございます。

大東市消防団長川西章市様でございます。

大東市総務部長木村幸雄様でございます。

大東市福祉保健部長岡本壽様でございます。

大東市人権推進部長新垣康男様でございます。

大東市都市整備部長東村啓典様でございます。

大東市下水道部長多田由一様でございます。

大東市水道局長山口公様でございます。

大東市教育委員会事務局学校教育部長中村正吾様でございます。

以上、本日ご出席の皆様でございます。なお、宮崎修様、石橋洋一様、乗本良一様、山田司郎様、東村啓典様、藤田和美様、足立二郎様におかれましては、所用のため、本日欠席との連絡を、事前にいただいております。

続きまして事務局の紹介をいたします。市民生活部長の山下でございます。市民生活部総括次長兼防災担当次長の梅田でございます。市民生活部生活安全課の島田でございます。以上でございます。

次に、議題に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

配布資料、1頁から3頁の、資料1、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抜粋）4頁から5頁の、資料2、大東市国民保護協議会条例、6頁から7頁の、資料3、大東市国民保護協議会運営要綱、8頁から9頁の、資料4、大東市審議会等の公開に関する規程等（抜粋）10頁の、資料5、大東市の国民の保護に関する計画について（諮問）11頁の、資料6、国民保護計画の策定スケジュール

以上でございます。ご確認をお願いいたします。

それでは、議題に移らせていただきますが、当会議の議長は「大東市国民保護協議会条例第5条」に「会議は、会長が召集し、その議長となる。」と定められておりますので、会長に務めていただきます。

それでは岡本市長、よろしくお願い致します。

議長（岡本日出士大東市長）

条例の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。

議事進行につきまして、委員の皆様のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

初めに、会議の成立について、事務局からの報告を求めます。事務局。

事務局（梅田総括次長兼防災担当次長）

本日の会議でございますが、委員総数27名。内出席者20名で、過半数に達しておりますので、大東市国民保護協議会条例第5条第2項の規定により、成立いたしておりますことをご報告いたします。

議長（岡本日出士大東市長）

事務局の報告により、会議が成立していることを確認いたします。

それでは、議題1の「大東市国民保護協議会の設置・運営」について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局（梅田総括次長兼防災担当次長）

議題1「大東市国民保護協議会の設置・運営」について、ご説明いたします。

お手元に配布いたしております資料は、法令抜粋、条例、要綱でございますが、全ての条文を説明いたしますには、相当な時間をついやすこととなりますので、一部割愛し、概要のご説明といたします。

最初に、1頁の資料1「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抜粋）」をご覧ください。

第35条でございますが、これは、市町村長は、国民の保護に関する計画を定めなければならないこと。および、計画に定める事項、また策定手続きを、規定するものでございます。

第1項でございますが、「市長村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない」と規定されております。国民保護計画は武力攻撃事態等における、行動計画であり、必ず作成しなければならず、そのスケジュールは、16年9月7日の、国民保護法制、整備本部において、都道府県は、平成17年度に、市町村は平成18年度を目途に、作成することと、示されております。

第2項は、計画において、定めるべき事項を規定しております。

第3項は、計画作成において、指定行政機関、都道府県及び他の市町村の計画との整合性を図ることの、努力義務の規定でございます。

1 項飛びまして、第 5 項は、計画作成において、府知事に協議することを、義務づけた規定で、ございます。

第 6 項は、計画を作成したとき、すなわち、府知事との協議がととのったときは、速やかに、議会に報告し、かつ、公表すること。『この規定は、国民の保護のための措置は、市全体として推進すべきものであり、そのためには、住民の代表者である、議会にその内容を知らせる必要があり、措置の実施にあたっては、住民の理解と協力が必要であることから、周知を図ることの規定でございます。』

第 7 項の準用規定は、計画の作成に当たって、関係者に、資料・情報の提供等の協力を求めることができること。2 頁の、第 8 項の準用規定は、計画を変更する場合も、作成する場合と同様の手続きが必要であること、うち、地域・機関の名称、誤記の訂正、統計数値の修正等軽微な変更については、知事との協議は必要としない旨の規定でございます。

次に、第 39 条でございますが、この条は、市町村協議会の設置および所掌事務の規定でございます。

第 1 項は、市町村国民保護協議会の設置の根拠となる規定でございます。この規定によりまして、設置に関して、市の条例を定める必要はございません。

第 2 項は協議会の事務の規定でございます。

第 3 項は、市長は、計画の作成や変更においては、協議会に諮問しなければならないことを規定しております。

第 4 項の準用規定は、協議会の審議に当たって、関係者に、資料・情報の提供等の協力を求めることができること。の規定でございます。

次に、第 40 条でございますが、この条は、市町村協議会の組織および運営の規定でございます。

第 1 項は、協議会の構成は会長と委員であること。第 2 項は市長が会長となること。1 項飛びまして第 4 項は、委員の任命の規定でございます。市長は、委員の任命にあたっては、第 1 号から、次の 3 頁にかけての第 8 号までの、各号に定める者のうちから任命する。うちから任命するということは、この項に定める全ての者を任命しなければならない。ということではございません。

第 5 項の第 38 条第 5 項を準用するという内容は、委員の任期の規定であり、委員の任期は 2 年とし、再任することを、妨げない。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ということでございます。2 項飛びまして、第 8 項は協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。となっており、委員の定数、会議の運営に関する事項等を条例で定めることを、規定しております。

次に 4 頁の、資料 2 「大東市国民保護協議会条例」をご覧ください。この条例は、先ほどご説明いたしました、国民保護法第 40 条第 8 項の規定「協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。」により制定し、平成 17 年 12 月 26 日に施行しておりますことをご報告いたします。それでは概要をご説明いたします。

第 1 条は、条例の目的でございます。

第 2 条は、協議会の所掌事務でございます。法に規定されておりますが、明確とするため、再度条例に規定いたしました。

第3条は委員の定数でございます。法の運用として、防災会議と協議会の構成員が重複することは、差し支えなく、委員を兼ねる、また開催日を合わせるなど、効率的な運用に

努めることが望ましい。とされており、防災会議と同様30人以内としております。

第4条は会長の職務代理者の指名の規定でございます。

第5条は、会議の招集、定足数、また議決方法を出席委員の過半数とし、可否同数の場合は議長の決するところによる。としております。

第6条は部会を置くことができる、規定でございます。専門的な事項を調査・検討・審議する場合、一部の委員にその業務にあたらせる必要が生じる場合が想定され、部会をおくことができる。としたものでございます。

5頁の第8条は、協議会を運営する場合、法令や条例に定めのない事項について、協議会を遅滞なく行うため、会長が定める。としたものでございます。

次に6頁の資料3「大東市国民保護協議会運営要綱」をご覧ください。先ほどの「大東市国民保護協議会条例」第8条に、運営に関し、必要な事項は、会長が定める。と規定されており、運営に関する事項を明確化するため要綱を制定し、平成18年2月1日に施行しております。概要をご説明いたします。

第1条は、要綱の目的でございます。

第2条は、会長の職務を代理する委員を「助役の職にある委員」とするものでございます。

第3条は、会議において代理者の出席を認める規定でございます。代理出席の方は委員とみなします。

第4条は、委員を補佐するための幹事会の設置、幹事の任命、幹事長、会議の招集および処理事項でございます。幹事は委員の属する機関の職員から、市長が任命いたします。

議題1につきましては、以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（岡本日出士大東市長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

委員

異議なし

議長（岡本日出士大東市長）

ご質問、ご意見ないようでございますので

続きまして、議題2の「職務代理者の指名」を行います。

条例第4条の規定により、会長が指名することとなっており、また要綱第2条に「会長の職務を代理する委員は、助役の職にある委員とする」と規定されていることから、私の職務代理者として、本市助役の「田口委員」を指名いたしますので、委員の皆様よろしくご了承頂きますようお願いいたします。

それでは、田口助役をご紹介します。

職務代理者（田口助役）

ただ今、職務代理者の指名を頂きました、助役の田口でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。

議長（岡本日出士大東市長）

続きまして、議題3の「会議の公開」について、事務局から説明を求めます。事務局。

事務局（梅田総括次長兼防災担当次長）

議題3「会議の公開」について、ご説明いたします。

お手元の配布資料の8頁、資料4「大東市審議会等の公開に関する規程等の抜粋」を
ご覧ください。

この抜粋は、8頁に「大東市審議会等の公開に関する規程」、次の9頁に「大東市情報
公開条例」の抜粋を記載しております。

まず、8頁の「大東市審議会等の公開に関する規程」でございますが、

第3条第1項前段に「審議会等の会議は原則として公開するものとする」と規定され
ております。また、第1項の但し書き以降に、公開しない場合。第2項に公開しないこ
とができる場合を規定しておりますが、公開しない場合、また公開しないことが出来る
ことに該当する情報は、次の9頁の「大東市情報公開条例」の第6条および第7条に該
当する情報でございます。その概略は、第6条の公開しないことの条件で提供された
情報等、また第7条の個人に関する情報であって、一般に他人に知られたくない情報。
法令等で公開できないと明示されているもの。であり、協議会の事務は、国民の保護の
ための措置に関する重要事項を、審議すること等であり、非公開とされる情報を、取り
扱うことがないと思われるので、原則公開とし、非公開とすべき案件を審議する必要が
生じた場合は、その都度決定する。という取り扱いといたしたい。と考えております。

議長（岡本日出士大東市長）

事務局からの説明のとおり、協議会は原則公開とし、非公開とすべき案件の審議の場
合は、その都度決定することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

委員

異議なし

議長（岡本日出士大東市長）

それでは、異議がないようでございますので、原則公開といたします。

次に、議題4の大東市の国民の保護に関する計画について、事務局から説明を求めま
す。事務局。

事務局（梅田総括次長兼防災担当次長）

議題4「大東市の国民の保護に関する計画（諮問）」について、ご説明いたします。

国民保護法では、市町村の国民保護計画を作成するときは、あらかじめ、協議会に諮問しなければならない。と規定されておりますので、計画策定者でございます岡本市長から、協議会の会長たる市長に諮問させて頂きます。恐れ入りますが、市長から、諮問書を読み上げて頂きたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

なお諮問書は、資料の10頁に記載しておりますので、ご覧ください。

市長（岡本日出士大東市長）

大東市の国民の保護に関する計画について（諮問）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第39条第3項の規定に基づき、大東市の国民の保護に関する計画をいかに策定するかについて、意見を求めます。大東市国民保護協議会 会長 様

事務局（梅田総括次長兼防災担当次長）

有り難うございました。ただ今、岡本市長より、計画策定について、諮問がございましたので、事務局の考え方をご説明いたします。

計画策定に当たっては、協議会全員で検討し作成する方法。幹事会で概案作成し、協議会で検討し原案作成する方法。また事務局で概案作成し、協議会で検討し原案作成する方法などが、考えられますが、委員の皆様方は、公務等において非常に多忙であること。また国においては、消防庁国民保護室から市町村モデル計画が、大阪府においては大阪府市町村国民保護研究会から、保護計画の大阪府版基本モデルが示されておりますので、これを参考とし、事務局で概案を作成し、皆様方に検討して頂き原案を作成したい。と考えております。

議長（岡本日出士大東市長）

ただ今の事務局提案について、委員の皆様いかがでしょうか。

委員

異議なし

議長（岡本日出士大東市長）

それでは事務局からの提案のとおり、事務局により概案作成の後、協議会で検討し、原案作成することといたします。

それでは次に、議題5の策定スケジュールについて、事務局から説明を求めます。事務局。

事務局（梅田総括次長兼防災担当次長）

議題5「策定スケジュール」について、ご説明いたします。

お手元の配布資料の11頁、資料6「策定のスケジュール」をご覧ください。

先ほど 議題1「大東市国民保護協議会の設置・運営」で、ご説明いたしましたとおり、国民保護計画は、市町村は平成18年度中に作成することとされて、おります。

そのためのスケジュールとして、本日、市長から、協議会に諮問を頂きましたので、今後事務局におきまして、7月下旬に概案を作成し、皆様にお送りさせていただきます。その概案をご検討いただき、ご意見を集約いたしまして、8月下旬に第2回協議会を開催し、原案を作成頂きたく思っております。その原案をもちまして、大阪府との事前調整を行います。これは6週間から8週間必要とされておりますので、その期間に並行して、パブリックコメント並びに市議会に中間報告をいたします。

府との事前調整で指摘のあった事項、ならびにパブリックコメントでの意見を集約した修正案を、事務局で作成し、10月下旬に皆様にお送りさせていただきます。この修正案を11月中に、検討いただき、ご意見の集約結果をもちまして、12月に、府との事前協議を行う予定でございます。

事前協議がととのいますれば、来年1月に第3回協議会を開催し、計画の答申を頂きたいと、考えております。

そののち、法に定められております府知事との協議を行います。これは3週間から4週間必要でございます。協議がととのいましたのち、2月に計画を策定し、3月の定例市議会に計画策定の報告を致したい。と思っております。

委員の皆様には、非常にハードなスケジュールとなりますが、よろしくご協力をお願いいたします。

議長（岡本日出士大東市長）

ただ今、事務局からの策定スケジュールについて、ご意見、ご質問等ございませんか。

委員

異議なし

議長（岡本日出士大東市長）

ないようでございますので、以上の策定スケジュールによって進めさせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。以上をもちまして、議事を終了させていただきます。

司会者（山本主幹兼上席主査）

どうもありがとうございました。今後ご意見などございましたら、事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

最後に、市長から閉会のご挨拶をお願いいたします。

市長（岡本日出士大東市長）

本日は、ありがとうございました。国民保護計画の諮問をさせていただき、本格的に計画の策定に取り組むことになりました。委員の皆様におかれましては、実効性のある計画の策定に向け、ご意見、ご指導をいただけますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

司会者（山本主幹兼上席主査）

それでは、以上をもちまして、「大東市国民保護協議会」を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後2時27分閉会